

平成26年度 第1回児童福祉専門分科会 議事要旨

- 1 日 時 平成26年5月19日（月）18：30～21：05
- 2 場 所 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟3階第1・2研修室
- 3 出席者（委員）津富委員（会長）、浅井委員、岩崎委員、馬居委員、大川委員、太田嶋委員、大橋委員、京井委員、新谷委員、杉山委員、田中委員、月川委員、富樫委員、内藤委員、長谷川委員、宮下委員、宮本委員、山岸委員
（事務局）池谷子ども未来局長、平松子ども未来部長、高松子ども未来部理事、深澤参与兼子ども未来課長、望月参与兼青少年育成課長、一木参与兼保育課長、伊藤参与兼子ども家庭課長、内山参与兼児童相談所長、田形参与兼障害者福祉課長、牧野健康づくり推進課長、森下参与兼教育総務課長 ほか
- 4 傍聴者 8人
- 5 議題等・議題
 - （1）会長の職を代理する者の指名について
 - （2）子ども・子育て支援新制度について
 - ①子ども・子育て会議について
 - ②年間スケジュールについて
 - ③事業計画骨子案の追加事項について
 - ④幼保連携型認定こども園等の基準に係る条例について
 - ⑤新制度移行に向けた広報計画について・報告事項
家庭的養護の推進に向けた「都道府県推進計画」等の策定について
- 6 会議内容
【議題】
 - （1）会長の職を代理する者の指名について
◎津富会長 会長の職を代理する者として馬居委員を指名。
○委員 質問・意見なし
 - （2）①子ども・子育て会議について
●事務局 当日資料Aを用いて説明
○委員 質問・意見なし
 - （2）②年間スケジュールについて
●事務局 当日資料B、当日資料Cを用いて説明
○委員 質問・意見なし

(2) ③事業計画骨子案の追加事項について

●事務局 事前資料1、事前資料2、参考資料を用いて説明

○太田嶋委員【意見・要望】

◇事前資料2のP2掲載No.11「しずおかエンジェルプロジェクト推進事業」について

これは結婚に導くための施策だと考えるが、事前資料1のP10「(仮称)静岡市子ども・子育て支援事業計画 計画体系案」には、結婚、出会いという言葉が入っていない。基本施策(中項目)として記載する、また記載しない場合は説明に加えてはどうか。

→子ども未来課

ご指摘の「しずおかエンジェルプロジェクト推進事業」は、子どもが産まれる前の結婚支援の部分である。どのように位置付けていくか検討したい。

○杉山委員【質問・要望】

◇参考資料P1「2 教育・保育事業の計画的な整備 80障害児保育事業」について

5月19日の報道で、心身に障害のある子どもが保育園に入る際、一般の子どもに比べ不利な状況になるといった内容があったようだが。

→子ども未来課

報道では、健常児は待機児童対策で入園できるようになるが、障害児だけが取り残されてしまうというニュアンスが受け取れる内容だったが、誤りである。

支援事業計画、待機児童解消加速化計画、いずれも障害児も含め必要な保育枠を確保しようというもの。現在、障害児の保護者が就労等のために保育所利用を希望する場合、一般の方と比較して優先的に利用できる。また、障害児の受け入れのための保育士の加配について、市は補助を行っている。これは新制度においても同様。

○宮本委員【質問】

◇上記の報道について

報道の内容は、市の施策と異なる内容であったということでしょうか。

→子ども未来課

そのとおり。市の待機児童対策について、先週報道各社にレクチャーを行ったが、捉え違いがあったようだ。

○宮下委員【意見・要望】

◇事前資料1P8「(6) 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携」について

事業主の理解不足、父親の働き方により長時間保育に繋がっている例が多いのではないかと。市では、ワークライフバランスの推進、事業主の表彰等に限らず、企業に個別の働きかけを行っていただきたい。また、具体的な事業を「(仮称)静岡市子ども・子育て支援事業計画」に盛り込んで欲しい。

○田中委員【意見・要望】

◇父親のワークライフバランスについて

父親向けのハンドブック※注1が厚生労働省より出ているが、存在をあまり知られてい

ない。市では積極的に父親のワークライフバランスの啓発に努めて欲しい。

※注1 『父親のワークライフバランス WLB HAND BOOK—応援します！仕事と子育て両立パパ』平成24年10月 厚生労働省発行

○京井委員【意見・要望】

◇ワークライフバランスについて

国・県・市で講演会等の啓発事業があるが、どうすみ分けをしているか。また、市では、事業所を訪問し父親向けのハンドブック等を利用して上司を交えて意見交換をする場を設ける等より具体的な事業を実施してはどうか。

→子ども未来課

現在のワークライフバランスの取組みについては、事前資料2 P16～17に具体的な事業が掲載されている。国からは情報提供があり、県とは共催しているシンポジウムがある。各委員の意見を踏まえながら検討していく。

○大橋委員【意見】

◇障害児保育について

現在、統合保育を受けるためには保護者が就労している必要があるが、認定こども園では、就労しなくても統合保育を受けられるようになり、保育士の加配がある点が良いと考える。

○馬居委員【質問】

◇幼児教育の質の確保について

認定こども園移行に伴い、幼児教育について「(仮称)静岡市子ども・子育て支援事業計画」にはどのように反映されているか。

→子ども未来課

事前資料2「しずおか☆未来をひらく子どもプラン」は平成26年度のものであり、新制度における平成27年から5か年の事業計画については、今後当分科会にて審議していただきたい。

○内藤委員【意見】

◇ワークライフバランスについて

静岡労働局雇用均等室としては、父親の育児参加について、積極的な企業への働きかけ、残業の抑制・労働時間の短縮等働き方の見直しが重要な観点。男女問わず働きやすい職場の実現を目指している。

◎津富会長【意見】

◇社会的養護のアフターケアについて

児童福祉法の保護下にあった人が、18歳を超え、職を失うと簡単にホームレスになるということがある。社会的養護のアフターケアについて事業化していただきたい。

○富樫委員【意見】

◇子どもの貧困対策、発達障害について

事業計画に、就労支援、発達障害への対応について盛り込んで欲しい。

○大川委員【意見】

◇ひとり親支援について

事業計画に、父子家庭への支援を盛り込んで欲しい。

○新谷委員【意見】

◇発達障害について

事前資料2「しずおか☆未来をひらく子どもプラン」掲載No.172・173に発達障害者支援について掲載されているが、特に子どもを対象に手厚くしてはどうか。

小学校でも発達障害児は増加している。静岡市特別支援教育センターの通級指導教室があるが、なかなか入れないという現状がある。

○太田嶋委員【意見】

◇事業計画の基本目標について

事業計画の基本目標（2）に「親の成長支援」について記載していただきたい。加えて、地域子育て支援の強化のために、基本目標（3）に「各々の役割」について記載して欲しい。

(2) ④幼保連携型認定こども園等の基準に係る条例について

●事務局 事前資料3、当日資料D、当日資料Eを用いて説明

○長谷川委員【質問・要望】

◇新制度についての情報提供について

4月30日に内閣府より政省令等が公布されているが、国からの情報を随時市民に広く知らせて欲しい。また、静岡市ではパブリックコメントの意見募集が、この政省令の公布より前に実施されたが、時期が早かったのでは。

→子ども未来課

ご指摘のとおり、国から提供された情報を市民に知らせていくことは重要。

今回のパブリックコメントは、事前に国から情報提供があった上で実施している。もっと早い時期からパブリックコメントを実施している自治体もあり、静岡市だけが特別早いわけではないことをご理解いただきたい。

○大川委員【意見・要望】

◇家庭的保育事業等について

今回初めての内容。もう少し説明が必要ではないか。パブリックコメントの意見を見ると、一般の人に家庭的保育事業等の内容があまり理解されていない印象。

→子ども未来課

家庭的保育事業等については、条例を定めなければならない。市の事業計画の中で、施設・事業について、需要量に対しどのように供給体制を確保していくのか、今後夏までに審議していただきたい。

○山岸委員【質問】

◇当日資料D-3P1「利用定員」について

現在保育園では、弾力的な対応をしている。認定こども園における定員は厳密に定められるものなのか。

→子ども未来課

定員の弾力化については、考慮される見込み。

○富樫委員【質問】

◇地震対策について

静岡の場合、地震対策の観点から、設備面で、市の基準を国の基準に比して、加重した部分はあるか。また、避難計画について考慮したか。条例案に盛り込めないか。

→子ども未来課

国の基準は、地震対策の観点からも配慮がなされているものと認識。条例では国の基準どおり定め、運用でよりよい内容を目指していきたいと考える。

○月川委員【意見・要望】

◇「運営に関すること」について

認定こども園へ移行した場合、保育園に比べ幼稚園側の変化が大きく、保護者はより良い選択をしたくても、混乱すると思う。保護者への情報提供が、正しい理解のために重要と考える。

◇家庭的保育事業等の「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」について

市として資格を整備してはどうか。

→子ども未来課

認定こども園移行について、幼稚園に通う保護者への情報提供として、前回の分科会でいただいたご意見をもとに広報計画を考えている。

家庭的保育事業等については、条例を定め、事業計画の中で今後審議していただく。

○田中委員【意見】

◇小学校との連携について

園から小学校への情報提供には保護者の同意が必要とのことだが、情報を提供したい家庭に限って同意を拒む傾向がある。市ではどう対応していくのか。

→子ども未来課

同意を得ず情報提供を行うことによって生じる不利益を防ぐため、同意をお願いするもの。

○馬居委員【質問・意見】

◇小学校との連携について

指導要録のようなものを想定し、情報提供に保護者の同意があるということか。それとも、より簡易な情報提供について保護者の同意が必要ということか。

義務教育では、情報の引き継ぎや管理の仕組みが出来ている。今後の幼・小連携を考

えると、幼稚園、保育園、認定こども園と選択肢が増えた分、保護者も小学校も混乱する。この機会に情報伝達のための仕組みを考えてはどうか。幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の連携をよく考えて欲しい。

○浅井委員【意見・要望】

◇小学校との連携について

現場では、保護者の同意がないと子どもについての必要な情報を小学校に伝えられないためもどかしい。市ではよりよい仕組みを作って欲しい。

◇職員配置について

「国の基準を最低限守るべき基準としつつ、それを上回る努力を積み重ねていく」というこれまでの市の考え方を維持していただきたい。職員配置数について、1、2歳児では、児童6人につき1人なのに、3歳児で児童20人につき1人となるのは無理があるのではないか。給付費の加算があるが、最初から条例に盛り込まれていた方が安心。

○岩崎委員【質問・意見・要望】

◇周知について

新制度への移行について、委員からも不安の声が上がっている。子どもの不利益にならないような制度作りをするのが根本ではないか。国の基準も大事だが、現場の意見をよく聞いて欲しい。周知徹底に力を注いでいただきたい。

◎津富会長【意見】

今年、児童の権利条約批准20年の年。児童の権利という観点から、何ができるかを考えて行きたい。例えば、今日、議論されていたことだが、制度上親の同意がないために、小学校に情報提供がされず子どもが不利益な状況に置かれるのは残念なことである。また、研修によって職員の質を保つのも大事だが、施設に対する指導・監督をどうしていくのかも気掛かりな点である。

(2) ⑤新制度移行に向けた広報計画について

【報告事項】家庭的養護の推進に向けた「都道府県推進計画」等の策定について

※時間の都合上今回審議等できなかったため、改めて意見書にてご意見をいただく。